

附図4 高齢者割合の地域分布

平成16年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）

自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究

分担研究報告書

青少年の自殺予防対策のあり方に関する精神保健的研究

分担研究者 影山 隆之（大分県立看護科学大学精神看護学研究室）

研究協力者 近藤 卓（東海大学文学部心理・社会学科）

研究協力者 津川 律子（日本大学文理学部心理学科）

研究協力者 早川 東作（東京農工大学保健管理センター）

研究協力者 飯田 紀彦（関西大学社会学部産業心理学教室・同保健管理センター）

研究協力者 坂本 真士（日本大学文理学部心理学科）

研究概要

1. 研究目的

自殺予防のためには、さまざまな角度からの対策を多面的に講じることが必要である。本分担研究においては、青少年のための各種の自殺予防活動についてのレビューを主に初年度に行い、そのうち重要な活動については次年度に詳しい事例調査を行うことを計画した。そして最終年度には、これらの作業を通じて明らかになった各活動の経過・現状および成果を整理し、有意義な活動を今後いつそう広い範囲で展開するための留意点や課題・条件を提示することを目指す。研究の初年度にあたる今年度は、理論的枠組の検討を基にして青少年のための主要な自殺予防活動を抽出し、各自についてのレビューを行うこととした。

2. 研究方法

今年度の分担研究は、以下の8つのサブテーマで構成した。

- (1) 日本における未成年者の自殺率の動向－人口動態統計と警察統計の比較
- (2) 小・中・高等学校の授業・特別活動における「いのちの教育」と自殺予防教育の現状
- (3) 小中学校の児童生徒を対象とした自殺防止プログラムおよび授業についての日本の現状
- (4) 中高等学校の教科書における自殺関連記述の取り扱いについて
- (5) 大学におけるメンタルヘルス教育の現状と自殺防止
- (6) 症例報告からみた大学生の自殺危険因子
- (7) NGOの「電話による自殺防止活動」からみた青少年利用者の検討
- (8) 報道と自殺予防についての文献的検討

まず(1)では、青少年の自殺予防活動に関する理論的枠組を検討し、また青少年の自殺者数について警察統計と人口動態統計の異同を検討した。(1)の理論的検討を基として青少年の主な生活の場を考え、(2)～(4)では小中高等学校、(5)～(6)では大学、(7)～(8)では地域社会及びバーチャルコミュニティという場において、従来行われてきて自殺防止活動についてのレビューを行った。いずれも研究方法は、既に公表されている文献・統計資料の検討が中心で、一部で関係者から面接・メールによる聴取りを行った。

3. 研究結果

(1)では警察統計と人口動態統計で青少年の自殺者数の乖離が広がりつつあることが見出された。(2)～(4)では、小中高等学校では各種の機会に自殺予防教育を実施し得ること、しかし実際には自殺問題に特化した教育の実践例が乏しいこと、及び教科書にも自殺に関する記述は乏しいことが明らかとなった。(5)～(6)では、自殺予防と関係深いメンタルヘルス教育が大学カリキュラムに占める位置の曖昧さが明らかとなり、また事例検討から大学生の自殺の危険因子が抽出された。(7)～(8)では、電話相談を中心に自殺予防活動を進めてきたNGOが、新しい活動上の工夫とWeb上の適切な情報提供を行っていること、及びメディアと青少年の自殺の関係については日本での実証的研究が乏しいことが明らかになった。

4. 考察と中間的結論

小中高等学校における自殺予防教育が普及していない背景には、学習指導要領に明示された学習内容ではないこと、「寝た子を起こす」という不安に代表されるような教師側の理解の不十分さがあること、自殺問題を学校教育で取り扱うことが教師の不安や感情を振り動かすこと、などが関係していると考えられる。したがって、自殺予防教育の普及のためにはまず、学校管理者や一般教師へ働きかけることが必要であるし、教師向け・児童生徒向け自殺防止プログラムの実践例を紹介して各校で追試・試行しやすい環境を整えることも必要と考えられる。とりわけ、自殺予防教育が決して特殊な教育上の課題ではなく、根底では学校教育全体の目標にも通じた活動になり得る、という点は強調されるべきである。次年度は、一次・二次予防のレベルでの注目すべき実践例について詳しい事例検討を行うと共に、初年度は調査できなかったポストベンションの実践についてもレビューを行い、参考情報や今後の課題について整理を行う予定である。

大学においても、自殺事例の検討から抽出された危険因子を考えると、学童期からのメンタルヘルス教育が重要であること、言い換えれば自殺予防策を大学教育のみで完結させることの困難性が示唆された。大学での自殺予防活動の実態については、今年度末に実施した授業状況の調査結果について次年度に報告する予定であり、また古くから学内で自殺防止活動に取り組んできたいくつかの大学に関する事例検討も次年度行う予定である。さらに、今年度は調査できなかった大学受験予備校における自殺防止活動にも刮目すべきプログラムがあるので、これらについても次年度レビューする予定である。

地域社会およびバーチャルコミュニティにおける自殺防止活動は、古くから NGO を中心に、特に電話相談を中心に行われてきた。こうした電話相談に対する青少年のニーズは時代と共に変化してきたことが示唆されるが、これがただちにニーズの減少を意味することは限らない。青少年が自分の問題を言語化する能力の時代変化や、インターネットなど新しいメディアの発達に留意しつつ、面接相談、メール相談、自助活動、Web 上での適切な自殺防止情報の提供など、多角的な活動を展開してゆくことが重要と思われる。しかし現状では、予算及びマンパワーの面で制約がある。他方、行政サービスとしての相談活動が、実はワーカーの育成などの面でこれら NGO 活動に依存してきた面も指摘される。先発の NGO 活動に学びつつ行政が自律的に行うべきこと、行政として NGO 活動を支援すべきこと、行政と NGO で連携すべきことや役割分担すべきこと、などを整理してゆくことが今後の課題である。報道と青少年の自殺防止との関連についても、実証的データを得るために具体的な研究計画等を次年度以降検討してゆく予定である。ただし、いわゆるネット自殺と Web サイトとの関連については、別の研究計画が並行していることに鑑み、本研究で詳しく取り上げることはしない予定である。

平成16年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）

自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究

分担研究：青少年の自殺予防対策のあり方に関する精神保健的研究

（1）日本における未成年者の自殺率の動向－人口動態統計と警察統計の比較

分担研究者：影山隆之（大分県立看護科学大学精神看護学研究室）

研究要旨： 分担研究「青少年の自殺予防対策のあり方に関する精神保健的研究」を始めるにあたって、まず研究計画の概念的構成を整理し、次いで日本における未成年者の自殺率の経時的動向について検討した。すなわち、第二次大戦後の動向について文献的検討を加え、また1981～2003年の人口動態統計と警察統計に基づいて算出した自殺率の推移を比較した。その結果、警察統計に基づく自殺者数のほうが一貫して高値である（上記期間の平均6.6%）ことと、警察統計と人口動態統計の「自殺数（率）の比（%）」は2～3年周期の変動があるものの年々上昇傾向にある（0.27%/年）ことが、明らかになった。両者の乖離は主として「死亡診断書作成後に自殺と判明した事例」を表しているものと推測され、この乖離が今後あまりに大きくなれば、統計資料の誤差として無視できなくなる可能性もある。かりに警察統計のほうが正確な自殺の実数を表しているのだとすれば、警察統計でも性・年齢階級別自殺者数などのいっそう詳しい情報が公表されることが望まれる。

A. 研究目的

A-1. 分担研究の開始にあたって

分担研究「青少年の自殺予防対策のあり方に関する精神保健的研究」を開始するにあたって、最初にその概念的構成の整理を試みたい。

自殺予防活動のスペクトラムは、一般的な疾病予防のスペクトラム[7,1]に沿って一次予防・二次予防・三次予防に分け、またはprevention、intervention、postventionという三段階に分けて[12]、整理されることが多い（図1）。

そこでこの分担研究では、青少年にとっての生活の場を横軸に、上記のような自殺予防活動のスペクトラムを縦軸に取ったマトリックスを考える。そして今年度（一部は次年度）は、できる限りこのマトリックスに沿って、各種の自殺予防活動の現状を整理する。

上記のような生活の場としては、学校、家庭、地域社会などが代表的である。ただし、報道・フィクション（小説等）・インターネットなどの中の世界も、事実上の（virtual）生活の場として考える必要がある。

一方、疾病予防における一次予防は、一般的な健康増進と、疾病的特異的な予防の二段階から成る。自殺予防の場合、前者に相当するのは一般的な精神健康増進（positive mental healthまたはmental health promotion）であり、後者に相当するのは自殺問題に特化した予防教育などである。他の研究協力報告書でも述べるように、青少年の自殺予防を考えるとき、後者においては教員や保護者に対する働きかけも重要である。

同様に二次予防は、一般的には疾病（問題）の早期発見・早期対処と増悪防止の二段階から成る。前者に相当するのが、希死念慮を抱いてから自殺企図に至るまで（引っくりめで前自殺状態と考えることもできる）の早期発見と早期対処であり、後者に相当するのが、希死念慮を自殺企図に発展させないための介入であろう。ただし、後者はまさにinterventionであるが、前者についてはpreventionとして位置づけた説明もある。この場合には、end-pointとして主に自殺企図だけを考え、これに先立つ予防活動をすべてpreventionと呼んでいることになる。

最後に、三次予防としては一般的に、疾病の再発防止やリハビリテーションなどが位置づけられる。自殺の場合には、自殺未遂者の再企図防止はもちろんのこと、周囲の人々の連鎖自殺（群発自殺）を防ぐための諸活動も、三次予防として考える必要がある。

ある。

以上のこととを念頭に、前期のマトリックスに沿って現状を検討する中から、今後の自殺予防活動に求められる課題を提案することが、本分担研究の最終的な目標である。

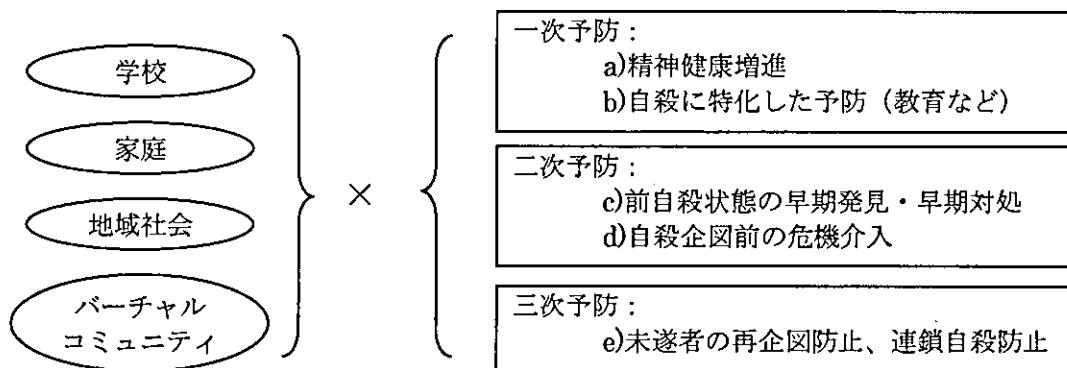


図1 青少年の自殺予防活動の概念的マトリックス

A-2. 本稿での検討の目的

日本における青少年の自殺率は、この数十年の間に大きく変化してきた。ある集団における自殺率は、その集団における自殺問題の重要性を表す指標になると同時に、その変動要因の検討を通じて有効な自殺予防の方法を探る手がかりともなる。

そこで、本分担研究を始めるにあたってまず、日本における未成年者の自殺率の経時的变化を概観した上で、特に人口動態統計と警察統計における自殺者数の比較を行うこととした。前者は健康問題を論ずる場合に基本となる統計であるのに対し、後者は前者に先んじて発表されることもあるが、マスコミが自殺率の動向を報じる際に依拠することが多い。二つの統計の乖離がもしあれば、さまざまな議論の混乱につながりかねないからである。

B. 研究方法

「青少年」と呼ばれるライフステージの範囲は曖昧なので、本研究では便宜上、未成年者（19歳以下）の自殺について検討することとした。

最初に、人口動態統計およびその他の文献に基づき、19歳以下日本人の自殺率（人

口10万あたり、以下同じ）について、第二次大戦後の経時的変動を観察した。

次に、1981～2003年について、人口動態統計と警察統計における未成年者の自殺率を比較した。

警察庁のWebページなどで公表される警察統計では、男女を区別せず1年間の自殺者数が報告され、そのうち19歳以下の人数も報告されている。19歳以下の年代をさらに細分した集計が発表された年と、こうした集計がない年があるので、本研究では19歳以下の男女の全自殺者数として発表されている数値を取り上げた。

人口動態統計では、毎年の性・年齢別の自殺者数と人口、およびこれらから求めた自殺率が公表されている。しかし本研究では、警察統計との比較のために、男女10～19歳の合計自殺死亡数と、合計人口をそれぞれ求め、両者から男女10～19歳の自殺率を算出した。一方、人口動態統計の男女10～19歳自殺死亡数の代わりに、警察統計の19歳以下の男女自殺者数を用いた場合の自殺率も算出し、二つの自殺率の差異を経時的に比較した。なお、警察統計の19歳以下の男女自殺者数には9歳以下の自殺者が含まれている点が、人口動態統計の10～19歳自殺

死亡数とは異なっているが、9歳以下の自殺数は両統計によれば年間たかだか数人なので、これを含めて自殺率を算出しても上記の比較には影響を及ぼさないものと判断した。

(倫理的配慮)

本研究は、すでに公表されている資料のみを対象にしたものなので、特段の配慮を要する点はないものと考えられた。

C. 研究結果

C-1. 自殺率の経時的変動について

人口動態統計による10～19歳の自殺率の推移を、性・年齢階級別に図2に示した。よく知られているように、1950年代から1960年代にかけて日本の自殺率は世界的な高水準にあり、かつ当時の自殺率は若年者が中高年を上回っていた。当時の若年者自殺が多かった理由、およびこれがその後に急減した理由は、結局のところ詳しくわかっていない[2,4,8]。沖縄では類似の傾向が本土復帰直後にみられたことから、「復帰不安」と呼ばれた社会不安との関係を推測する考え方もある[5]。

1970年代後半から1997年までの自殺率は比較的低い水準で推移したが、いくつかの文献ではその間にも小さな自殺率のピークが指摘されている[2,3] —— a)1979年

は年明けから青少年の報道が相次いで報道された（群発自殺と呼んでよいかどうかは不明）、b)1986年には4月に女性アイドル歌手が自殺した後で未成年の群発自殺がみられた[2,3,11,13,14]（日本自殺予防学会[9]が自殺報道のあり方に対して要望書を発表）、c)1994年にも中学生の“いじめ自殺”報道をきっかけに同様の自殺が続発した（同学会が行政・報道・教師・保護者に“緊急アッピール”を発表[10]）。

全国的に自殺が急増した1998年以降は、10～19歳の自殺もまた大きく増加し、本稿作成時に至っているが、この時期の急増の背景についてはまだ完全に解明されていない。現時点で最新の人口動態統計(2003年)によれば、10～19歳の自殺死者は男346人、女221人で、それぞれ全年齢階級自殺死者の1.5%と2.5%に相当する。男では10～14歳の死因の第4位、15～19歳では第2位を占め、女ではそれぞれ第3位と第1位を占めている[6]。

以上のように、未成年者では自殺が死因として重要であることが明らかであり、また成人より自殺者数は少ない一方で「成人より被暗示性が強く報道等の影響を受けやすい」[12,13]ために“連鎖的な自殺増加”が起こりやすいことが、これまでに指摘されている。

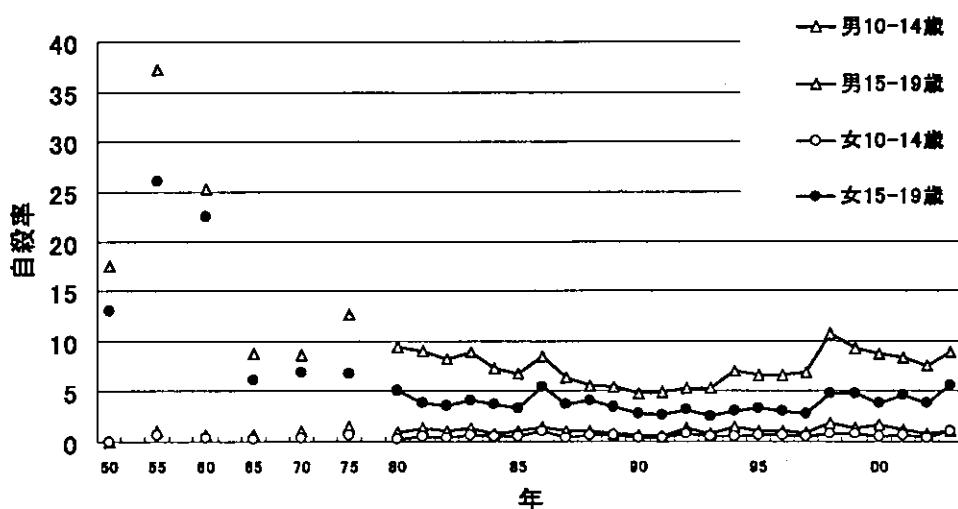


図2 10～19歳の自殺率の経年変化

C-2. 人口動態統計と警察統計の比較

1980年代以降の未成年者の自殺率を人口動態統計と警察統計に基づいて算出して比較すると(図3)、一貫して警察統計のほうが高値であった(平均で6.6%高い)。その差は特に1999年以降で大きくなっているような印象を受ける。両者の自殺者数の乖離については、(前述のような9歳未満の自殺者の扱いを別にしても)次のような理由に起因すると説明されている[6]——a)警察統計には「日本における外国人」の自

殺も含まれている、b)死亡診断書作成時に自殺と判明せず後の調査で自殺と判明した場合、人口動態統計では(死亡診断書作成者から訂正報告がない限り)自殺以外の死因に分類されるが、警察統計では自殺として計上される。この他に、警察統計では発見地を基に計上しているが人口動態統計は居住地を基に計上している、という相違もあるが、これは「人口動態統計より警察統計の自殺者のほうが多い」理由として考えにくいだろう。

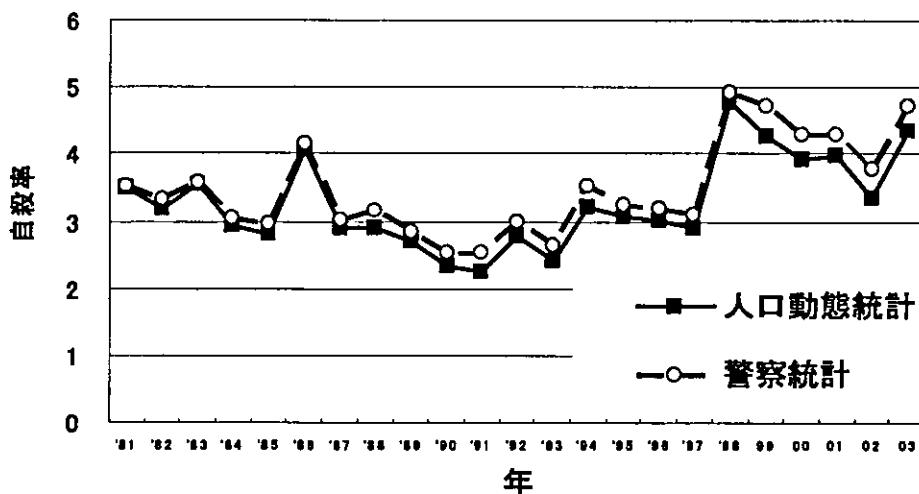


図3 人口動態統計と警察統計に基づく10~19歳自殺率の推移
(自殺率は人口10万人対)

ところがここで、警察統計における19歳以下自殺者数の人口動態統計の10~19歳自殺死亡数に対する比を年次別に求めると(図4)、相当な変動がみられた。しかも、これには2~3年の周期があるよう見え、かつ年々上昇する傾向にあることがわかった。図4の比を%で表し、これに回帰直線を当てはめると、平均上昇率は年0.27%となる。

上記の経年変動のうち、2~3年周期の変動に何らかの意味があるかどうかは不明である。しかし長期的な上昇傾向については、上記a)の影響すなわち「この間に外国人未成年者の自殺が増加してきた」ということは考えにくいので、b)の影響すなわち「死

亡診断書作成後に自殺と判明する事例が増加してきた」ことによるのではないかと推測される。机上の推測ではあるが、近年しだいに警察が死因を詳しく吟味するようになってきたので、それまでは他の死因とされてきたような事例が自殺に計上されるようになってきた、という可能性も否定できない。

上記の推測の当否はともかく、19歳以下の年間自殺者数に、時には二つの統計で10%以上も開きがあるということが、社会的に広く知られてきたとは言えないだろう。そして、もしもこの差が今後いっそう拡がってゆくならば、統計資料として無視できない誤差となる可能性もある。

また、かりに上記の推測が正しいとすれば、自殺の実数に関しては警察統計のほうが正確な数値を提供している可能性がある。しかし、自殺予防を考えるための資料として考えるならば、警察統計では性・年齢階級別自殺者数などの情報が十分でない。しかも、前述のように自殺者数の年齢区分や自殺動機の分類の方法が、説明なく変更されることがあるのも不都合である。経時的検討に用いる統計資料としては、このような変更が少ないことが望ましいし、やむを得ず変更する場合にはその理由や内容を十分説明されるならば、統計資料としての信頼性を高めることができるであろう。

以上のことより、当面の間は二つの統計から得られる自殺者数の開きに留意しつつ自殺予防対策の検討を進めることが必要であるが、長期的には両者の差異の意味についてさらに検討を深める必要が示唆される。場合によっては、警察統計においても人口動態統計に匹敵するような詳細な集計が、期待されるだろう。

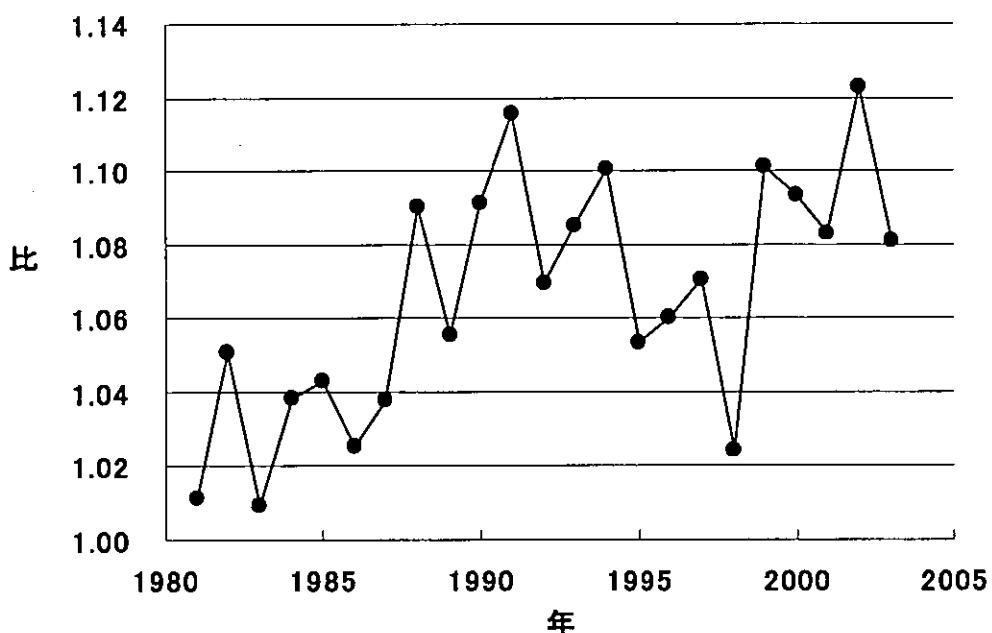


図4 警察統計と人口動態統計による「19歳以下自殺者数（率）」の比の年次推移

C-3. 文献

- [1] Caplan G: Support Systems and Community. Behavioral Publications, 1974. (近藤喬一他訳: 地域ぐるみの精神衛生, pp189-220. 星和書店, 東京, 1979.)
- [2] 福富和夫, 橋本修二, 西田茂樹, 林謙治, 藤田利治, 箕輪真澄: 若年者の自殺死亡について. 厚生の指標 35(2): 3-8, 1988.
- [3] 橋本治: 増え続ける自殺とその予防—青少年に関して. 自殺予防と危機介入 22(1):5-11, 2001.
- [4] 影山隆之: 自殺. 小児科臨床 53: 1255-1259, 2000.
- [5] Kageyama T, Naka K: Longitudinal change in youth suicide mortality in Okinawa after World War II: A comparative study with mainland Japan. Psychiatry & Clinical Neurology 50: 239-242, 1996.
- [6] 厚生労働省: 自殺死亡統計の概況－人口動態統計特殊報告. 2005.
- [7] Leavell HR, Clark EG: Textbook of Preventive Medicine. MacMillian, NY, 1953.
- [8] 名嘉幸一, 影山隆之: 沖縄における性・

年齢別自殺死亡率の経年変化. 日本社会精神医学会誌 3:25-32, 1994.

[9] 日本自殺予防学会: 要望書—子どもの自殺事件の報道について. 自殺予防と危機介入 11: 39, 1987.

[10] 日本自殺予防学会: 緊急アッピール. 自殺予防と危機介入 17: 85-86, 1994.

[11] 高橋祥友: 群発自殺 流行を防ぎ模倣を止める. 中央公論社 東京, 1998.

[12] 高橋祥友: 青少年のための自殺予防マニュアル. 金剛出版, 東京, 1999.

[13] 吉田浩二, 望月吉勝, 福山裕三: 自殺死亡に関する新聞報道について—警察および人口動態統計の比較. 日本公衆衛生雑誌 34: 755-761, 1987.

[14] 吉田浩二, 望月吉勝, 福山裕三: 未成年自殺の集積性. 自殺予防と危機介入 15: 16-29, 1991.

D. 健康危険情報

なし

E. 研究発表

なし

F. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

なし

平成16年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）

自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究

分担研究：青少年の自殺予防対策のあり方に関する精神保健的研究

（2）小・中・高等学校の授業・特別活動における「いのちの教育」と自殺予防教育の現状

研究協力者 近藤 卓（東海大学文学部心理・社会学科）

分担研究者 影山隆之（大分県立看護科学大学精神看護学研究室）

研究要旨：本稿では、狭義の自殺予防教育に限らず、幅広くいのち(命)の教育、いのち(命)の授業、生と死の教育、死への準備教育などと称される教育実践を中心としてレビューした。そうした教育は、必ずしも自殺予防に焦点化して計画されたものではないが、当然のごとく自殺予防につながる内容を包含している。

現在教育現場では、ひろく命や健康の問題をあつかう教育が現場教員の関心を集めており、多様な実践がおこなわれている。そうした中で、いのちの教育が一つの流れを形成している。いのちの教育は狭義には、これまでわが国でもおこなわれてきたデス・エデュケーション、死の教育、死への準備教育などと重なり合う部分もある。広義のいのちの教育においては、子どもたちの日々の生活から広くテーマは設定される。そこには、いのちの意味や生きる喜びを感じさせるテーマや展開が含まれる。そのように考えれば、いのちの教育は小・中・高等学校での各教科、道徳、特別活動などの内容の発展として展開できる部分が少なくない。

先行研究によれば、多くの子どもたちが小学生から中学生の多感な時期に、身近な死をきっかけに死について考える「いのちの体験」をし、そのときに自らの存在を搖るがすような根源的な問いに直面し、不安と困難を感じていることがわかっている。さらには、「いのちの体験」をしたときの感情の共有と自己意識の間に、正の相関があることが示唆されている。

したがって、いのちの教育の具体的な展開としては、根源的な存在不安を自覚しているその時の感情を、他者と共有することが重要であると考えられ、こうした理解に基づいた教育プログラムの研究と開発が必要とされているといえよう。

A. 研究目的

小・中・高等学校におけるいのちの教育や死の教育は、これまで学校ごとに個別におこなわれてきたが、近年その関心はますます高まりをみせている。そうした動きは、二つの側面からの要請によって生じている。

ひとつは、いじめなどによる子どもの自殺の頻発、大地震をはじめとした自然災害による悲惨な犠牲の発生、児童虐待が看過できないほど深刻であるといった、社会状況についての認識がきつかけとなっている。もうひとつは、教育カリキュラムや制度の側からの要請である。とりわけ、総合的な学習の時間の創設は多くの影響を与えていている。これまで学校教育は、各教科、道徳、特別活動の三つの領域によって構成されていた。そこへ平成14年度から小・中学校で、平成15年度からは高等学校で、第4の領域として総合的な学習の時間が導入された。総合的な学習の時間のテーマと内容は、各学校や教師に任せられているが、健康や命の問題はすぐれて総合的であることから、それに関連したテーマに关心が向いている。

こうした状況の中で、自殺予防を主眼とした教育だけでなく、ひろく命や健康の問題をあつかう教育が現場教員の関心を集めており、多様な実践がおこなわれている。本稿では、命や健康の問題を扱った教育実践をレビューし、そのうえで報告者らの考える「いのちの教育」の考え方を示すことをとおして、今後の方向性と課題を検討することとする。

B. 研究方法

命の健康について扱った教育実践に関する既刊の文献を収集・検討した。

（倫理面への配慮）

本研究は文献的検討によるものであり、倫理面で特に配慮すべき点はないものと判断された。

C. 研究成果

C-1. 学校での教育プログラム

いのちの教育を実践するときには、子どもの発達段階が考慮されなければならない。たとえば、死の不動性・不可逆性・不可避性の概念は、小学校高学年にならなければ、十分に発達しないことが

これまでの研究でわかっている(近藤、2002；近藤、2005)。小・中・高等学校での実践においては、こうした命や死の意識の発達段階を理解しておく必要がある。具体的には、小学校低学年までの段階、小学校中学年から中学生の段階、高校生以上の段階の3段階に分けて実践プログラムを考える必要がある。

一方で、命の問題を広い意味での健康の問題として捉えることも必要である。米国における先行研究によれば、過度な飲酒や喫煙あるいは逸脱した性行動などの健康危険行動と、自殺未遂との関連が指摘されている(Shaughnessy *et al.*, 2004)。そこでは、自殺未遂者がその後自殺してしまう可能性は低くないので、健康危険行動を低減・抑止するための健康教育が自殺予防教育に取り入れられるべきであるとの主張がなされている。このように考えると、自殺予防教育は命や健康についての、より広い教育の中に位置づけられる必要があるといえよう。

さて、命や健康についての教育を具体的に見ていくことにしたい。命に関しては、前上智大学教授のアルフォンス・デーケン氏が1982年に始めた、「生と死を考えるセミナー」がわが国における先駆的な試みといえよう(デーケン、2001)。そこを発端として、生と死を考える会が全国的な展開を見せ、死への準備教育と称する活動が大学をはじめ小・中・高等学校でも散発的に見られるようになっていった。

その流れとは別に、1990年代中ごろから新たな動きも始まっている。こうした動きの背景には、いじめによる自殺が発生したり、子どもによる衝撃的で悲惨な事件が頻発したこと、さらには阪神淡路大震災のような大規模な災害の発生があった。こうした中で当時の文部省が、1995年度からスクール・カウンセラーの導入を始めたり、それを担う臨床心理士の養成に関心が集まるようになっていった。それらと期を一にして、すでに各地で命に関する教育実践を展開したり研究していた関係者が集まって、研究会などの組織が動き出していった。全国的な広がりで活動している会だけでなく、市町村規模での勉強会や研究会も少なくない。上述のデーケン氏の流れを汲む「東京・生と死を考える会」は年4回のペースで「死への準備教育研究会」を開催して、教育実践の報告会を継続している。

報告者のかかわる「子どもといのちの教育研究会」は、1998年に開催された子どものターミナルケアに関するシンポジュームをきっかけとして発足し、その後年一回の研究大会と年4回の勉強会を継続的に展開している(子どもといのちの教育研究会；2003、近藤、2003)。日本女子大学教授の中村博志氏を中心とした「死を通して生を考える会」も1998年から活動を続けている(中村、

2003)。

これらの研究会や勉強会には、多くの実践報告が寄せられている。紙幅の都合でそれらのすべてを詳述することはできないが、他で報告されたものを含め、典型的なものについて紹介しておくことにする。小学校では、外部講師のグループによる人形劇を用いて死の概念を教える試みや(竹内、2003)、養護教諭が実践した、友人同士で互いの「よさ」を見つめて自己肯定感を高めようとするプログラム(大田、2003a)、同じく養護教諭による、白血病でなくなった少年の物語を読んで命の重みを考えさせる授業(大田、2003b)などがある。これらに共通するのは、人形や絵本など小学生に親しみのあるメディアを用いている点である。また、都市化した現代社会にあって、だれにでも身近な草木を育てることで自然と命を実感させようとする活動(菅井、2004)もある。

おなじく小学校で、学期や学年をとおして長期的な見通しを持って展開している実践も少なくない。担任教諭が3年生から4年生にかけて多様なプログラムを組み、地域の人たちやゲストの力も借りながら、ニワトリを殺して食べるといった実践が広く一般の注目を浴びている(金森、2003)。同じようにクラス担任による2年生から3年生にかけての2年間、クラスでボニーを育てて種付けや妊娠の様子を観察する中で、命の誕生の不思議さや重さを考えさせる試みもある(下郷、2003)。さらには、養護教諭によって、1年生から6年生までを視野に入れて生活科と総合的な学習の時間を用いて、自尊感情を育てるプログラムを実践している例もある(小松、2003)。

中学校の例も数多く報告されている。外部講師として中学校を訪問し、命の主題の元で収集した絵本やさまざまな書物を、紹介したり読み聞かせるブック・トークという手法で、命の意味や大切さを考えさせる授業がある(種村、1998)。おなじく外部講師として大学生が中学校へ出向いて、骨肉腫で亡くなった13歳の少女の写真や遺書などを用いて、生きることの意味を考えさせる授業もある(棒、2003)。道徳の授業で、自宅で飼って自ら世話をしていたヤギが、殺され食べられてしまった顛末を書いた、高校生の作文を題材に考えさせる授業も報告されている(宮内、2000)。養護教諭が、ビデオで受精や出産の知識を教えていたり、妊婦シミュレータや乳児の人形を用いて親や家族の思いを追体験する試みがある(亀頭、2003)。臨床心理士がいのちの学習を実施している例もある(坂中、2004)。

高等学校では、倫理の科目の中で死の授業を設定し、生きることの意味を哲学的な視点からも見つめて考えさせる実践がある(熊田、1998)。やはり社会科教諭が死への準備教育を実践している例もある(高橋、2000)。養護教諭が14時間にわ

たって性について多面的な授業を展開している例(阿部、2003)や、保健体育で誕生から死までのさまざまな命に関わる問題を取り上げる授業(大宮、2003)もある。

以上で見てきたように、多様な立場で、またさまざまな教科や活動の中で、創意工夫を凝らした教育が展開されている。ただ、これまでのところそうした教育活動が、授業者の個人的な動機や考え方によって、個別におこなわれてきている部分が少くない。今後の方向性としては、こうした個別的な実践を系統的に整理するための理論的な枠組みを整備し、より意義のあるものに高めていく必要があると考えられる。そのためのひとつの試みとして、報告者らが提示している「いのちの教育」の考え方を次項で述べることとする。

C-2. 命の教育の考え方

表 「いのち」の概念を構成する要素

第1群 死と死にゆくこと	病気 自殺・自死 がん お葬式 老化 死 障害
第2群 かかわりと継続	人と人のかかわり 生き方(生活) 愛 生涯 健康 生きる 性(sex)
第3群 限りある大切なものの	誕生 大事なもの 出産 親からもらったもの 限りあるもの

報告者らは「いのちの教育」を「いのちのかけがえのなき大切さ素晴らしさを実感し、それを共有することをとおして、自分自身の存在を肯定できるようになることをめざす教育的営み」と定義している(近藤、2002)。つまり第1に、「子ども自身が「いのちのかけがえのなき大切さ素晴らしさを実感する」ことであり、第2には事実や内容の共有だけでなく、感情をも「共有する」ことである。さらに第3には、「自己肯定感を得る」ことであり、第4には意図的に目標をもって体系的におこなわれる「教育的営み」だということである。

「いのちの教育」は、これまでわが国でもおこなわれてきたデス・エデュケーション、死の教育、死への準備教育などと重なり合う部分もある。テーマとしては、脳死や心臓死、がん、その他の病気、ホスピス、自殺、他殺、事故死など、直接的に身体的な死と結びついたものが考えられる。しかし広い意味では、上述したように子どもたちの日々

報告者らの考える「いのち」とは、身体的な生と死だけでなく、精神的・社会的な生と死も含む統合的な人間の存在に関わる概念である。その意味で、身体的な生と死を連想させる「命」の字を用いず、「命の教育」ではなく「いのちの教育」と表記している。

また、報告者らの調査(山崎・近藤ら、2003)によれば、「いのち」は単に生と死の意味を持つだけでなく、表に示したように、より広い概念であることが示唆されている。それによれば、「死と死にゆくこと」が「いのち」の概念においてまず第1にあげられる内容である。さらに、自殺・自死については第1群のなかでも二番目に位置しており、「いのち」の中でも重要なテーマであることが推測できる。

の生活から広くテーマは設定される。そこでは、「いのち」の意味や生きる喜びを感じさせるテーマや展開が含まれる。そのように考えれば、小・中・高等学校での各教科、道徳、特別活動などの内容の発展として展開できる部分が多い。こうした教育の深まりの中で、自殺予防につながる効果が期待できるといえるであろう。

一方、「いのちの教育」はすぐれて総合的・統合的な教育である。第一に、知識として理解し考え覚えるだけでなく、五感をフルに使って感覚的につかみとり、感情を動かし、そして生きる意志を確認するような教育である。つまり、知情意というすべての心の働きに作用する教育であるという意味で、総合的・統合的である。さらに第二には、心に働きかけるだけでなく身体の動きを伴っており、また他者との交流を前提としているという意味での統合性が重要である。第三には、子どもと教師の関係だけでなく、親や兄弟姉妹など家族

との関係、さらには地域社会の多様な人々などの密接な協力関係・連携が必要不可欠である、という意味での総合性が前提とされている。

筆者らの大学生や一般成人を対象とした調査研究(近藤、2002)によれば、その多くが10歳から15歳を中心とした時期に死について考えた体験をしている。それは小学校の中學年から中学生にかけての年代である。こうした体験のきっかけは、身近な死や知り合いの死が最も多く、そのほか多様・多岐にわたったことがあげられている。また、こうした体験時には、不安感や孤独感を感じていることがわかっている。

つまり、小学生から中学生の多感な時期に、身近な死をきっかけに死について考える体験をし、そのときに自らの存在を搖るがすような根源的な問いに直面し不安と困難を感じているのである。現在継続して実施している、小学生・中学生・高校生・大学生・一般成人を対象とした調査では、いのちの体験をしたときの感情の共有と自己意識の間に正の相関があることが示唆されつつある。したがって、いのちの教育の具体的な展開として、根源的な存在不安を自覚しているその時の感情を、他者と共有することが重要であると考えている。

C-3. まとめ

本稿では、自殺予防教育だけに限らず、幅広くいのち(命)の教育、いのち(命)の授業、生と死の教育、死への準備教育などと称される教育実践を中心としてレビューしてきた。こうした教育は、当然のごとく自殺予防につながる内容を含んでいるが、自殺予防に焦点化して計画されたものではない。

報告者は、命の問題は健康の問題であるという視点から、広い意味での健康教育としていのちの教育の理論を構築していくことが肝要であると考えている。こうした立場から、これまで実践されてきている、命にかかわる教育の多様な実践を収集し、それらを詳細に分析・検討することが必要である。それらをとおして、自殺予防を明確に企図した教育プログラムの方向性を、探索していくことが可能となるであろう。

また、教育の方法や技術についての理論を検討することと同時に、いのち(命)の概念や意識の発達についての基礎的な調査研究も必要とされている。

C-4. 文献

阿部真理子：集中学習で考える性のリスクと行動選択。近藤卓編：いのちの教育、実業之日本社、東京、pp168-180、2003。

デーケン A：生と死の教育。岩波書店、東京、2001。

金森俊朗：いのちの教科書～学校と家庭で育てたい生きる基礎力。角川書店、東京、2003。

龟頭敏代：いのちの誕生と人のつながりを学ぶ。近藤卓編：いのちの教育、実業之日本社、東京、pp82-85、2003。

熊田直：高校生と学ぶ死～「死の授業」の一年間～。清水書院、東京、1998。

子どもといのちの教育研究会：命の教育のこれから。子どもといのちの教育 1:1、2003。

小松良子：自尊感情を持ち、よりよい生き方を求める。近藤卓編：いのちの教育、実業之日本社、pp142-157、2003。

近藤卓：2002. いのちを学ぶ・いのちを教える。大修館書店、東京、2002。

近藤卓編著：いのちの教育～はじめる・深める授業のてびき～。実業之日本社、東京、2003。

近藤卓：「いのちを教える」ということ。児童心理 819: 2-9、2005。

宮内浩二：「忘れられないご馳走」の授業。現代のエスプリ 394: 生と死から学ぶいのちの教育: 78-76、至文堂、東京、2000。

中村博志編著：死を通して生を考える教育。川島書店、東京、2003。

大宮美智枝：誕生～死を多様な方法で複眼的に学ぶ。近藤卓編：いのちの教育、実業之日本社、東京、pp181-206、2003。

太田君江：「よさ」を見つめ、いのちの重みに気づく。近藤卓編：いのちの教育、実業之日本社、東京、pp64-67、2003。

太田君江：童話を読んで、いのちのつながりを考える。近藤卓編：いのちの教育。実業日本社、東京、pp68-71、2003。

坂中順子：学校における自殺予防教育。こころの科学 118: 19-23、2004。

捧陽子：生まれて、生きて、死んでいくこと～子どもたちは命の授業をどのように受け止めたか～。子どもといのちの教育 1: 13, 2003。

Shaughnessy L, Doshi SR, Jones SE: Attempted suicide and associated health risk behaviors among native American high school students. J School Health 74(5): 177-182, 2004.

下郷貴広：2003「生まれなかつたいのち」とのかかわり。近藤卓編：いのちの教育、実業之日本社、東京、124-133、2002。

菅井啓之：小さないのちとの触れ合いでいのちを実感する。児童心理 819: 66-72、2005。

高橋誠：死への準備教育。現代のエスプリ 394: 生

と死から学ぶいのちの教育：146–155，至文堂，東京，2000。

竹内幸江：人形劇で死の概念の3つの構成要素を知る。近藤卓編：いのちの教育，実業之日本社，東京，pp72–75，2003。

種村エイ子：「死」を学ぶ子どもたち。教育史料出版会，東京，1998。

山崎ましか、近藤卓他：「いのち」に関する意識調査(第6報)～「いのち」のイメージの分析

を中心に～。日本学校メンタルヘルス学会第8回大会抄録集. pp81, 2004.

D. 研究発表
なし

E. 知的財産権の出願・登録状況
なし

平成16年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）

自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究

分担研究：青少年の自殺予防対策のあり方に関する精神保健的研究

（3）小中学校の児童生徒を対象とした自殺防止プログラム
および授業についての日本の現状

分担研究者：影山隆之（大分県立看護科学大学精神看護学研究室）

研究要旨： 小中高等学校における児童生徒のための自殺防止プログラムが、今後広く実践されて効果を挙げるための課題や条件を検討する目的で、これまでの日本における自殺防止プログラムや関連する授業に関する研究と提案をレビューし、これに聴取り調査も加味して検討した。その結果、以下のことが明らかになった。1)1980年代初期までに提案された自殺予防プログラムは、主として個別事例への対応・指導（＝二次予防・三次予防）に比重があり、児童生徒全体への指導や授業については提案が抽象的だった。この種の指導・授業は、主にホームルームなど特別活動で行うことが想定されていた。2)1990年代以降になると、ポストベンションの具体的な取組みが紹介され、他方、児童生徒全体への指導や授業についても具体的な実践が報告されるようになった。それらを1980年代までの提案と比較すると、一部でアメリカの自殺防止プログラムに関する研究の影響を受けていること、教科教育や総合的な学習の時間での展開が始まったこと、自殺を児童生徒の健康問題として位置づける観点が提唱され始めたこと、“死の授業”や“命の授業”的流れとも関連を持つこと、などの特徴がある。さらに、教師向けプログラムの試行や、一種の当事者である「自死遺児」による講演も始まっている。3)今後、児童生徒向けプログラムを発展させるためには、発達段階に応じたプログラムの開発、実施時間の確保、教員の意識改革の三点が課題と考えられる。実施時間の確保という点では一案として、実施率が低いとされる保健（保体）の授業をきちんと実施する中で、「心の健康」の単元と関連づけて自殺のことを取り上げることが考えられる。まず実施時間を確保した上で、さまざまな学年での試行を重ねることにより、発達段階に応じたプログラムが提案可能になるものと思われる。4)これらに先駆けて、教員の意識改革につながるような教師向けプログラムが必要である。すなわち、児童生徒向け自殺防止プログラムを実施する教師が自殺についての知識を得るだけでなく、教師が自分の自殺観・死生観を問われて不安になることを防ぎ、自殺は防げるという信念を教師に養い、教師の安定したパーソナリティ・生徒への関心と感受性・グループの話し合いを促進するスキルなどを確保するために、事例検討・体験的学習・グループワークなどの方法を取り入れた研修が有効と考えられる。このような教員研修は、決して自殺予防という特殊な問題だけに資するものでなく、一般の児童生徒に対する教師の教育力を高めるためにも有効であることを、強調する必要がある。

A. 研究目的

本稿では阪中[33]の定義に準じて、「小中高等学校において児童生徒の自殺を防止するために、何をするかという具体的な手順を記述し、実施の予定・計画を例示したもの」を、小中高等学校における自殺防止プログラム（以下、単に自殺防止プログラム）と言うこととする。

このような自殺防止プログラムについて、日本ではこれまでにいくつかの提案があり、また数は少ないものの実践報告もある。それらの内容は、自殺予防活動のスペクトラムで言えば、一般的の児童生徒を対象とした自殺予防教育（一次予防）から、再発や群発自殺の防止のためのポストベンション（三次予防）に至るまで、多岐にわたって

いる。

青少年の自殺予防を考える際に、学校におけるこのような自殺防止プログラムは、重要な位置を占める。その理由として、次のようなことが指摘されている。

- a) 人口動態統計によれば、青少年の死因として自殺は重要である。また、警察統計によれば、青少年の自殺の動機としては、学校問題が大きな割合を占める。
- b) 日本では成人に比べ青少年の自殺数（=既遂）が少ないが、青少年には成人以上に自殺未遂が多いことが知られている[38]。
- c) 多くの青少年にとって、学校は一日の多くを過ごす“生活の場”である[33]。
- d) 児童生徒の必要に応じて、精神的援助を提供したり、援助資源を知らせたりすることは、教師の責務である[33]。
- e) 児童生徒は自分の悩みを仲間(peer)に打ち明けることが多いので、打ち明けられた仲間を支えるための教育プログラムが重要である[38]。
- f) 学校で自殺防止プログラムを実施しても、「寝た子を起こす」危険はない、つまり潜在していた希死念慮を刺激して自殺企図を誘発するようなことはない[30, 38]。

そこで本研究では、これまでの日本における自殺防止プログラムの提案と実践報告についてレビューを行った。そして、日本における現状を整理することにより、今後これらのプログラムが実践されて効果を挙げるための課題や条件について検討した。

B. 研究方法

阪中[33]は、日本で1999年までに提案された自殺防止プログラムを8例紹介している。本研究では、このうち大学生を対象としたもの[41]を除く7例を中心に、これに先駆けた提案、及びその後に提案・試行された自殺防止プログラムや授業について、文献資料に基づくレビューを行った。ただし、自殺に特化しない“一般的な精神健康増進に関する教育プログラム”的多く（たとえばいわゆる「命の授業」など）は、レビューの対象に含めなかった。いわゆる「命の授業」については、本報告書の別の部分に、近藤らによるレビューがある。

上記の文献検討に加えて、あしなが育英会のスタッフ（「自死遺児」）が各地で学校の児童生徒及び教職員を対象に行ってい

る講演の現状について、同会のスタッフに対して面接とEメールによる聴取り調査を行った。

（倫理面への配慮）

本研究の目的は、自殺防止プログラムとしてこれまでに提案されている内容を再検討することであって、個人に関する情報収集は行っていない。従って、倫理面での問題は生じないと判断した。聴取り調査において個人情報が提供された場合にはその記録を残さないこととしたが、実際にそのような情報は提供されなかった。

C. 研究結果

C-1. 1980年代までに提案された自殺防止プログラム

1) 1970年代の提案

1980年代に提案された自殺防止プログラムとして阪中[33]は4例を紹介しているが、これらに先駆けた自殺防止プログラムとして、愛知県教育委員会編：「精神健康指導の手引き第一集—自殺問題を中心にして」（1974）がある[2]。愛知県教育委員会では、児童生徒の自殺多発（1972年の県立高校生連続自殺など）を機に「児童生徒の精神健康研究協議会」を設置した（1972年）。同協議会の10名の専門委員が「手引き」編集作業に着手し、公立小中高等学校の教員に対する無作為調査と、生徒指導・教育相談担当教員から提出された「編集への要望」に基づきつつ、1974年5月に完成して全県に配布した。その内容は、指導上の基本的な背景の理解、自殺に関する一般的な知識、集団場面における指導、個別面接指導の4領域にわたり、計14のQ&A形式にまとめられている[20]。

この「手引き」の基本的な編集方針は、編集者の一人である中川[23]の「学校における自殺予防とは、生徒に生きることを学ばせることであり、学校とはそもそも人間に生きることを教える機関にほかならない」という叙述によく表されている。中川[23]はさらに、学校は生徒が生きることを学ぶために教師と生徒が出会う場所であるとした上で、「『生命の尊重』という教育目的を口頭禅に終わらせないことが学校に

おける自殺防止の根本である」と述べている。これは、少年が関係した“事件”の後にしばしば言われるような「命の尊さを教えたい（教えるべきだ）」という意見に対して、30年以上も前になされた鋭い批判的な論評と言える。

一方、同じ「手引き」の編集者の一人である長岡[20]は、編集上で留意した点として、読者として教師のみならず保護者や関係職員も想定したこと、「援助する側の態度のたいせつさ」を強調したこと、シュナイドマンが言うように「自殺は救いを求める叫びである」という立場に立ったこと、等を挙げている。長岡[20]の記述で特に興味深いのは、a)生徒が「自殺は個人の自由ではないか」と主張した場合の対処について「手引き」で特に詳述したという点と、b)生徒らの自殺に関わりをもった経験がある教師とない教師では「手引き」に対する評価態度がまったく異なったという点である。

一方1970年代には、愛知県教育委員会の「手引き」と並ぶ提案として、埼玉県教育局指導課による指導資料「児童生徒の自殺の実態とその防止のために」(1978)がある[32]。これも小中高等学校の教師のために書かれたもので、「自殺防止のための指導とは、何も特別なものではなく、平常の一人一人の生徒をたいせつにする指導」であるという考え方の下に、全体指導と個別指導の方法を示唆している。もっともこの指導資料に対して、中学校教諭である阪中[33]は現場の視点から「教師にどれほど徹底し、活用されているか」という疑問が残る。教師に伝えるための研修の手立て等の示唆が必要と思われる。」と述べ、指導資料の「出しち放し」を批判している。

2) 1980年代の提案

前述の「手引き」に続いてその後も愛知県では、県学校保健会による自殺予防プログラム「精神保健の指導—登校拒否と自殺」(1980)[1]、および「手引き」編集者の長岡による自殺予防プログラム(1980)[22]が発表されており、日本における学校自殺予防活動の先進地の一つとなっている。前者では中高等学校を想定し、「日常的に」「希望死念慮があった場合」「自殺未遂が生じた場合」「自殺既遂が生じた場合」の4段階

に分けて、生徒への指導を理論面と具体面から述べている。後者では中高等学校の教師・養護教諭を読者に想定し、長岡らの実践に裏打ちされた、全体指導と個別指導の方法を具体的に述べている。

なお、総理府青少年対策本部[37]も1981年に、稻村らの編集による「子どもの自殺防止のための手引き書」を発表している。これは政府機関による自殺防止プログラムとしていまだに唯一のものであり、教師と保護者の両方を読者として想定して、自殺防止のための教師や保護者の心構えと、自殺防止指導の具体例について述べている。ポストベンションについて比較的詳しく触れている点が特色だが、しかし、プリベンションについては生徒全体を対象にした実践的具体策に欠けているという批判もある[33]。

3) 小括

以上で見たような1980年代初期までの自殺予防プログラムには、次のような共通点が見出される。

a)主として個別事例への対応・指導、つまり前自殺状態の生徒への指導からポストベンションまでに、比重が置かれている。二次予防と三次予防に焦点が当てられているということである。その一つの理由として、この時期の自殺防止プログラムが、「実際に児童生徒の自殺が多発している」との認識から出発した、いわば必要に迫られた対応から始まったものであったことが考えられる。

b)児童生徒全体への指導や授業については提案が抽象的である。つまり、自殺問題に特異的な一次予防については、具体的な提案が示されていない。

c)抽象的ながらも提案されている全体的指導の場としては、主にホームルームなどの特別活動が想定されている。つまり、たとえば保健体育で健康・安全問題を扱う一環として自殺について扱うというような、教科教育の場での自殺防止プログラムは提案されていない。

C-2. 1990年代以降に提案された自殺防止プログラム

1) 学校現場でのポストベンションについて

て

愛知県で1994年に発生したいわゆる「いじめ自殺」の後、これに触発されたかのような小中学生の自殺と、これらについての報道が連鎖し、群発自殺のような様相を呈した[7]。この際に愛知県では、前述のような自殺防止プログラムが検討されてきたことを踏まえつつ、学校現場で続発自殺防止のための奮闘が続けられたようである。

公立中学校教諭としてその渦中にあった橋本[7]は、一連の経験を踏まえて、その後それまでと異なるタイプの自殺防止プログラムを提案した。すなわち、まず自殺企図が発生した場合の群発自殺防止を目的とした「短期的予防」、つまりポストベンションに相当するプログラムを提案した。これと並んで、不登校生徒などの中に自殺のハイリスク者が多いことから、これらの生徒への個別支援を自殺の「長期的予防」として位置づけた。特にポストベンションに関しては、たとえば職員会議や校内集会の進め方、報道への対処の仕方などに関する克明な提案が述べられている点、しかもそれらが現場での実践報告を踏まえている点が、1980年代までの提案に見られなかった特徴である。

2) 高校の倫理社会の授業実践から

一方、国立大学附属高校で社会科を担当していた熊田[16]は、高校の倫理社会という選択科目の中で「死の授業」を展開する、という先駆的な試みを紹介した。学校現場での具体的な実践という意味では、前述の橋本の提案と並んで貴重な報告である。特に、教科教育の中で自殺を扱ったという点では、これが最初の詳しい報告と思われる。

この授業（全11回）の全体は、「死」を考えることでより良い「生」を考える、という方針で構成されている。熊田は、第2回目の授業で「自分に死期が迫っていたら何をするか」という発問に対して、「自殺する」と答えた生徒が少数いたことに目を留めている。次の回が自殺についての授業で、「自殺は認められるものか」という発問に基づく討論の後に、「自殺についての常識と誤解」の“講義”が続くが、この“講義”は「自殺は病的なもの、防げるもの」という結論が導かれるように準備されている。

この“講義”に関して熊田[16]は、自殺を「哲学的・宗教的ではなく心理学的に論じる」ことを重視したと述べているが、これは事実上、自殺をメンタルヘルスの課題として位置づけた（社会科の授業ではあるが）という意味に解することができる。また、自殺に限らず「死の授業」をシリーズとして展開することは、「教師の死生観が問われる」ことであり、自らの死生観について自問しながら計画したチャレンジングな授業であったと、熊田は述べている[16]。

3) アメリカにおける自殺防止プログラムの研究

こうした日本独自の試みとは別に、高橋や橋本は、自殺防止プログラムの先進国であるアメリカでの歴史的経過や最近の取り組みを精力的に研究し、日本に紹介してきた。特に阪中[33]は、アメリカにおける「学校に基盤をおく自殺防止活動」についての重要な文献であるRoss[31]、Poland[30]、Pitcher & Poland[29]などについて詳細にレビューしているので、このレビューを参考しつつアメリカでの状況を概観する。

これらの文献によれば、アメリカでも学校に自殺防止プログラムを導入することに関しては賛否両論があり、「このプログラム自体が自殺を誘発するおそれもあるので、自殺についての啓発は学校以外で行うべきだ」とする意見も少なくない。しかし、たとえばPoland自身は、「自殺に関する専門家が教室まで出かけるのではなく、コンサルタントとして教師を助け自殺予防のための知識を伝えることが、自分の目標である」と述べている[30]。そして、アメリカの学校で実施されている代表的な自殺防止プログラムとして、表1の4種類を挙げている。

阪中[33]はこれら4種類のプログラムを詳細に検討した結果、4つのプログラムが共通して強調している4点を指摘している；a)教師研修の重要性、b)自殺について正確な知識を伝えることの重要性、c)「聞く」ことの大切さと性急なアドバイスは不適切であること、d)信頼できる大人や地域の援助資源に助けを求めることの重要性。さらに阪中は、4つのプログラムのうちカリフォルニア州の自殺防止プログラムが、参考とする価値がもっとも高いものである

と結論している[33]——その理由は、a)カリキュラムが具体的で授業計画が詳細、b)生徒だけでなく教師・保護者を対象としたプログラムが整備されていて包括的、c)全州

の公立学校で実践してきた実績がある、d)学校の役割・責任・限界について明確な基準がある、の4点だという。

表1 アメリカの学校における代表的な自殺防止プログラム

名称	時間数(学年)	授業内容
Lifelines	15時間(管理職・担当教師) +3時間(中高)	10代のストレス、友人による援助、問題解決
Suicide Prevention Curriculum for Adolescents	5~3時間(9~12年生)	自殺への態度、自殺の知識、自殺の徴候、リスニングとコミュニケーション、援助資源
California Suicide Prevention Program	5時間	自殺の知識、自殺の徴候、ストレスや飲酒・薬物と自殺、リスニングとコミュニケーション、援助資源
The Samaritans Program	5時間	自殺への態度、自殺の知識、自殺の徴候、ビフレンディング、支援体制

また、阪中[33]はアメリカにおける他の実践例として、オハイオ州における「人形を使った小学校での実践」[35]（人形劇によるスキットを観た後、感情・喪失・死などについてシェアリングして、自殺への抵抗力を高めようとするもの）や、イリノイ州における「映画を題材にした高校での実践」[3]（保健の授業で、自殺未遂と自殺既遂の2例の少年についてのビデオを観た後、クラスで構造化されたディスカッションを行うもの）も紹介している。

しかし、こうしたアメリカでの実践を日本の学校へ直輸入することには、問題もあることが指摘されている[33]。たとえば、a)日本はアメリカより青少年の自殺率が低いぶんだけ差し迫った必要が少ないこと、b)“死について”“命について”的教育の積み上げが少なく教師にとって唐突なプログラムに思える（それだけ心理的抵抗が強い）こと、c)日本でもスクールカウンセラーの配置が部分的に始まっているものの、アメリカの学校に比べると心理スタッフの配置が少なく、こうしたプログラムを担うことが期待薄である（主に教師自身が担う必要がある）こと、などがその理由である。

とはいえ、阪中がアメリカの実践例から抽出した前記4つの強調点は、日本の学校が独自の自殺防止プログラムを考える際にも重要であろう。さらにこれらのプログラムでは、オハイオ州[35]やイリノイ州[3]の実践例に見るように、児童生徒に対する一

方的な知識伝達だけでなく、分かち合い(sharing)のための話し合いが重要な位置を占めることが想定される。したがって教師にとっては、Polandなどが述べているように[30]、自殺そのものに関する知識・態度・信念のみならず、そのようなグループセッションを効果的に進めるためのスキルや、個々の児童生徒に対する関心や感受性の豊かさを含む“安定したパーソナリティ”を持っていることも重要である。そのような分かち合いを有効に行うためには、児童生徒の人数が多すぎないようにすべきである[30]という意見にも、注意を払いしたい。

以上で概観してきたような、アメリカにおける実践についての研究結果は、次項以下でレビューする2つの自殺防止プログラムの中に生かされている。

4) 体系的・包括的な自殺防止プログラムの提案

橋本や熊田による前記の自殺防止プログラムがいすれも現場実践の中から提案されてきたのに対し、自殺に関する理論的背景とアメリカでの自殺防止プログラムを基礎として、より体系的・包括的な自殺防止プログラムの提案を試みたのが、高橋(1999)の出版した「青少年のための自殺予防マニュアル」である[38]。ここでは、教師・保護者・青少年の三者を対象としたプログラムが、それぞれ提案されている。

このプログラムではまず、その実行のた

めに学校管理者の役割が重要であることを強調した上で、上記三者のうち教師に対するプログラムを最優先と位置づけている[38]。教師研修についてはこれまでにも長岡[22]が言及していたが、教師向けプログラムの具体的な内容を示したのは日本で初めてと言ってよい。また、導入の初期にあつては、校内でチームを組んで進めること、他校などを事前見学すること、校外の専門家・社会資源との連携を考えること、なども推奨している。

次いで、生徒向けプログラムよりも保護者の理解を得るためにプログラムを優先するよう提案している[38]。高橋はその理由として、家庭と学校の間に良好な関係がなければ青少年の自殺予防は効果が上がらない、と指摘している点は重要である。この機会に校長が出席して学校の方針を説明すべきである、とも述べている。これ以前にもポストベンションの一環として対保護者説明が行われることはあったろうが、保護者向けのプリベンション的プログラムを本格的に提案したのは、これが日本で初めてであろう。

高橋は、本来は生徒を直接対象にしたプログラムが自殺防止プログラムの中心となるべきだと述べているので[38]、上記b)c)はその導入過程と見ることもできる。生徒向けプログラムでは、“保健”またはホームルームの時間に、自殺問題に特化した授業を実施することが提案されている。この

授業の内容はカリフォルニア州の授業ガイド[30]を参考にしたもので、「自殺問題の全般的理解について」「自殺の徵候について」「ストレスやアルコール・薬物について」「自殺リスクが高い友人への援助について」「地域の援助資源について」の5回の授業が提案されている。自殺予防に関する「授業」の提案としては、前述の熊田[16]の試みに次ぐものと言えそうである。熊田も自殺問題をメンタルヘルスの視点から捉えてはいたが、それはあくまで倫社という科目的枠内で死について考える授業として展開されていたのに対し、この「マニュアル」[38]では“保健”的の授業を想定した点も、新しい提案である。ただし、児童生徒の学年（発達段階）の違いに応じた扱い方については、詳述されていない[33]。

5) 中学校の「総合的学習の時間」における実践から

阪中[33]は、ここまで取り上げてきたような日本およびアメリカの学校における自殺防止プログラムを総合的にレビューした上で、中学校における教師向け自殺予防プログラムの開発に取り組んだ。これは、グループワークを中心とした研修プログラムというところに特徴がある（表2）。（ただし、本研究では当面、児童生徒を直接の対象としたプログラムに焦点を当てたので、ここで阪中の教師向けプログラムについて詳細に立ち入ることはしない。）

表2 阪中による教員向け自殺予防プログラム

I.	自殺Q & A
II.	インシデント・プロセス法による自殺事例研究(グループワーク1)
III.	自殺の原因、中学生のストレスとその影響
IV.	中学生の自殺・希死念慮の実態
V.	自殺の危険の高い生徒の見極め方
VI.	落ち込みからの脱出策についての話し合い(グループワーク2)
VII.	自殺の危険の高い生徒への援助方法 1)傾聴と受容の体験(グループワーク3) 2)自殺の危険の高い生徒への対応(グループワーク4)
VIII.	学校における自殺への危機対応策
IX.	ふりかえり

阪中[33, 34]は、この研修プログラムを試行する中で、参加教師に対して、学校における自殺防止プログラムを必要と考えるか

どうかを調査した。この参加者が公立中学校の教師全体を代表しているかどうかはともかく、調査の結果では、参加者の83%が